

1部(税込)3,738円・1部売り(消費税込み) 期刊130円 夕刊50円

物納決定 14年半

バブル崩壊、大震災……地価は急落

兵庫県芦屋市の土地などを遺産相続した男性が、この土地で相続税を支払う「物納」を91年に申請したところ、国税当局の物納決定までに14年半もかかっていたことが分かった。この間、土地の価格は、バブル崩壊と阪神大震災などを経て、当時の約3分の1までに下落。現在、この土地を処分して全額を納税に充てても、約3億円足りない事態になっている。男性は「速やかな物納決定を定めた相続税法に違反する」として、国を相手取り、物納価格の見直しなどを求める行政訴訟を神戸地裁に起こした。

【福田隆】

「相続税払えぬ」

神戸の男性 国を提訴

訴えたのは神戸市東灘区の無職男性(70)。訴状などによると、男性は91年9月、母親の死亡に伴い、同区と芦屋市内の土地3筆(計約1655平方メートル)と建物などを相続した。地価総額(路線価ベース)は計約7億2800万円。当時の相続税率(65%)に基づき約4億7300万円の相続税を申告。全額を金銭で納めるのは無理と判断し、芦屋市の土地(202平方メートル、相続税約7400万円)については物納を申請した。

ところが国税当局は、この物件の物納による税額を地価の40%と評価。本来は約7400万円の納税が必要なのに約4500万円分しかならぬことが分かった。このため、男性が国税当局と改めて協議した結果、国税当局の最終的な物納決定は、相続から14年半後の06年4月にまでずれこみ、評価額も約4500万円のみだった。男性は同月、国税不服審判所に審査請求したが、07年5月、棄却された。国税当局は決定が長期

化した理由を明らかにしていないが、同審判所は裁判の中で、震災後に当該土地を含む地域で土地区画整理事業が行われたことなどを長期化の理由に挙げ、「合理的な裁量の範囲を逸脱していた」とは言えない」とした。

しかし、この14年半の間に、相続した土地の地価総額は当初の計約7億2800万円から約2億4000万円にまで下落。すべてを売却価格の8割で売却して納税に充てても、相続税額(約4億7300万円)

に約2億8000万円足りない。男性は訴えて「国税当局は物納申請に許可・不許可を速やかに決すべき法的義務があるのに、14年半も判断しなかったのは明白に違法だ」と主張。税金オンプズマンの税理士10人も補佐人として訴訟参加する。男性の代理人で、税務訴訟に詳しい関戸一考弁護士(大阪弁護士会)は「これまで長引かなければ、自分で土地を処分して税金を払う道も残されていた」としている。

大阪国税局国税広報広報室の話 訴状を見ていないので、コメントできない。

C型肝炎実名提訴

命踏みこむ国

愛媛の加地さん「隠へい

43人殺害

住居巡り父と訴訟

